

鹿屋体育大学 FD 事業の全学的実施方針

令和 6 年 3 月 25 日
FD 推進専門委員会決定

本学は、開学以来、国立で唯一の体育系単科大学として、我が国のスポーツ、武道、体育及び健康づくりの分野における実践的かつ創造的で市民性、国際性を備えた指導者の養成を使命とし、教育と研究の充実を図るために様々な取り組みを推進している。

令和 4 年度に策定した「鹿屋体育大学ビジョン “NIFS NEXT30”」に掲げている「※A.C.E. KANOYA の育成」では、学生一人ひとりの実践力、創造的発見力、課題解決力を最大限伸ばす教育及び学生支援を組織的・体系的に展開し、スポーツ、武道、体育及び健康づくりの各領域における中核的・リーダー的人材の育成をめざすと定めている。

そのためには、大学として、大学教育の内容や方法の改善をより一層に図るための、教員の組織的な取り組みが不可欠であり、これまで培ってきた本学の教育研究の成果も踏まえ、FD 事業の全学的な実施方針を以下に示す。

※【活気ある (Active) 独創的な (Creative) 精鋭 (Elites)】

1. FD 事業の定義

本学では、教員の日常的な教育改善の努力や研究活動を促進するための、組織的な研修等（教育・研究能力の向上に関する研修等）を FD（ファカルティ・ディベロップメント）事業と称する。

2. FD 事業の目的

教員が各自の担当する授業等の教育活動について、教育内容と教育方法を研究し改善のための工夫を行うとともに、大学の教育理念及び教育目標に基づき、教員が主体的に行う教育活動の改善に資することを目的とする。

3. 実施方針

- (1) FD 事業は、教員が教育方法・学修方法・カリキュラム全体を理解し、学部及び研究科が定めた学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）で示した人材の育成に向けて、教員の能力・資質の向上を図り、体系的に実施する。
- (2) 上記のほか、FD 事業の企画・実施にあたっては、教員からの要望はもとより、教育企画・評価室や IR 室による分析結果から抽出された課題の改善、本学を取り巻く社会的な状況などを考慮しつつ実施するものとする。
- (3) 全教員は、FD 推進専門委員会が計画・推奨する FD 事業に、毎年度複数回参加・参画することを原則とする。なお、授業振り返りアンケート及びアンケート結果の講評は、授業担当者においては必須とする。

(4) FD 事業の実施状況(参加・参画状況を含む。)については、毎年度活動報告書を作成し、学内外へ広く発信する。

4. 実施体制

FD 事業は、FD 推進専門委員会が全学的な取りまとめを行う。特に、学生の主体的な学修を確立するための認識共有、授業方法の改善、授業準備、授業評価に向けて、教員に対する研修セミナー等の計画を策定するとともに、その実施内容等を点検し、報告書を毎年度作成する。

5. 対象者

FD 事業の対象は、本学の教育にかかる教員(非常勤を含む。)および指導補助者(教員を除く。)とする。